

第67回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成27年6月24日（水曜日）午前10時

場所

東京都千代田区隼町1番1号

グランドアーク半蔵門 4階 富士の間

（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

平成27年6月23日（火曜日）午後6時まで

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第67回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	2
連結計算書類	20
計算書類	34
監査報告書	43
株主総会参考書類	46

株 主 各 位

証券コード3199
平成27年6月8日

長野県飯田市北方1023番地1
綿半ホールディングス株式会社
代表取締役社長 野原 莞爾

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区単町1番1号 グランドアーク半蔵門 4階 富士の間 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト (<http://www.watahan.co.jp/ir/>)
- 当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度における事業の経過及び成果

① 当社グループを取り巻く環境及び業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府主導による経済政策や金融政策を受けて企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、総じて緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループにおける事業環境は次のとおりであります。

小売流通市場におきましては、消費税率引上げの反動や夏場の天候不順・自然災害による消費マインドの低下に加え、円安による仕入価格の高騰や電気料金の上昇などにより厳しい事業環境となっております。

建設市場におきましては、国内民間建設投資は、住宅建設投資が消費税率引上げの反動により大きく落ち込むなど全体的に低調に推移しているものの、輸出関連企業を中心とする企業収益改善を背景として非住宅建設投資は増加基調で推移しており、部分的には好調の動きを示しております。一方、公共投資は総じて堅調に推移しておりますが、建設技能労働者不足や資材価格・輸送費の高騰等が顕在化し、計画案件の予算・設計見直しによる工事発注の延期や入札不調等が頻発し、工事の先送り懸念が生じております。

貿易事業におきましては、とりわけ主力事業の医薬品市場におきまして、社会保障財源の問題を背景とする継続的な薬剤費抑制政策の影響の中、引き続き厳しい事業環境となっております。なお、不採算でありました宝飾品部門については当連結会計年度中に撤退し、事業整理損を計上しております。

このような状況下におきまして、当社は平成26年12月24日に東京証券取引所市場第二部への上場を果たし、更なる事業基盤の強化に努めるとともに、ホームセンター事業においては平成27年5月27日長野県安曇野市に『綿半スーパーセンター豊科店』を新規オープンする運びとなりました。また、持株会社である当社のもとで、各事業会社が小売流通分野、建設分野並びに貿易分野ともに顧客・マーケットに適合した事業展開に主体的に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は835億96百万円（前期比2.1%減）、営業利益は10億18百万円（同14.8%減）、経常利益は11億39百万円（同17.4%減）となりました。また、税効果会計上の会社区分の見直しを行った結果、繰延税金資産の計上が増加し、当期純利益は13億33百万円（同39.1%増）となりました。

② 当社グループの事業区分別の事業概況

当連結会計年度の事業区分別の業績は次のとおりであります。

事業区分については、「ホームセンター」「建設」「貿易」の3つの報告セグメントと「その他」に区分しております。

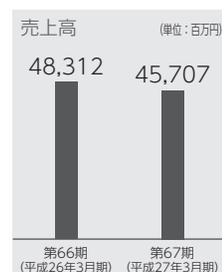
ホームセンター事業

売上高
45,707百万円
(前連結会計年度比5.4%減)

セグメント利益
301百万円
(同70.7%減)

ホームセンター事業におきましては、「価格(Price Value)」「品質・品揃え(Quality Value)」「サービス(Service Value)」の3つのValue=“スーパーバリュー(Super Value)”により、圧倒的なお客様満足を提供することをコンセプトとして店舗運営に取り組んでおります。しかしながら、消費税率引上げの反動により主に生活用品部門を中心に落ち込みが見られたほか、6月から8月にかけての天候不順による家電・レジャー商品を中心とした季節商品の不振により苦戦を強いられました。これにより、上半期業績は低調に推移しましたが、下半期は回復いたしました。一方で、食品部門におきましては、消費税率引上げの反動の影響が少なかった生鮮食品部門を中心に通期にわたり堅調に推移しております。

これらの結果、ホームセンター事業の売上高は457億7百万円（前期比5.4%減）、セグメント利益は3億1百万円（同70.7%減）となりました。



建設事業

売上高

33,857百万円

(前連結会計年度比1.1%増)

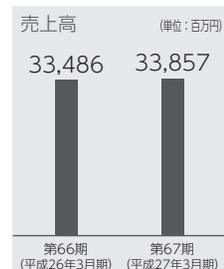
セグメント利益

1,182百万円

(同65.3%増)

建設事業におきましては、民間非住宅建築分野を中心として将来における建設技能労働者不足の更なる深刻化の懸念により工事物件の発注が前倒し傾向にあり、受注高は総じて順調に推移しました。また、採算性を重視した効率的な営業活動に努め、工程管理と原価管理の徹底による原価低減、経費削減を図ってまいりました。

これらの結果、建設事業の売上高は338億57百万円（前期比1.1%増）、セグメント利益は11億82百万円（同65.3%増）となりました。



貿易事業

売上高

3,773百万円

(前連結会計年度比14.3%増)

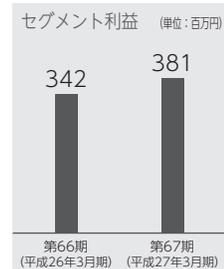
セグメント利益

381百万円

(同11.3%増)

貿易事業におきましては、海外仕入先の人件費高騰や急激な円安による輸入仕入価格の上昇など、引き続き厳しい事業環境となりましたが、新商品や新規取引先への販売拡大に努めるとともに、既存商品についても収益確保に向けて積極的に価格転嫁の交渉を続けてまいりました。

これらの結果、貿易事業の売上高は37億73百万円（前期比14.3%増）、セグメント利益は3億81百万円（同11.3%増）となりました。



③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は18億6百万円で、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(ホームセンター事業)

当連結会計年度の設備投資は16億29百万円で、主として新規店舗の建設によるものであります。

(建設事業)

当連結会計年度の設備投資は88百万円で、主として鉄構工場の機械設備への投資であります。

(貿易事業)

当連結会計年度の設備投資は63百万円で、主として製薬研究所の機械設備への投資であります。

(その他)

当連結会計年度の設備投資は25百万円であります。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、東京証券取引所市場第二部への株式上場に伴い、公募増資及び第三者割当増資による新株発行を実施し、10億42百万円の資金調達を行いました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

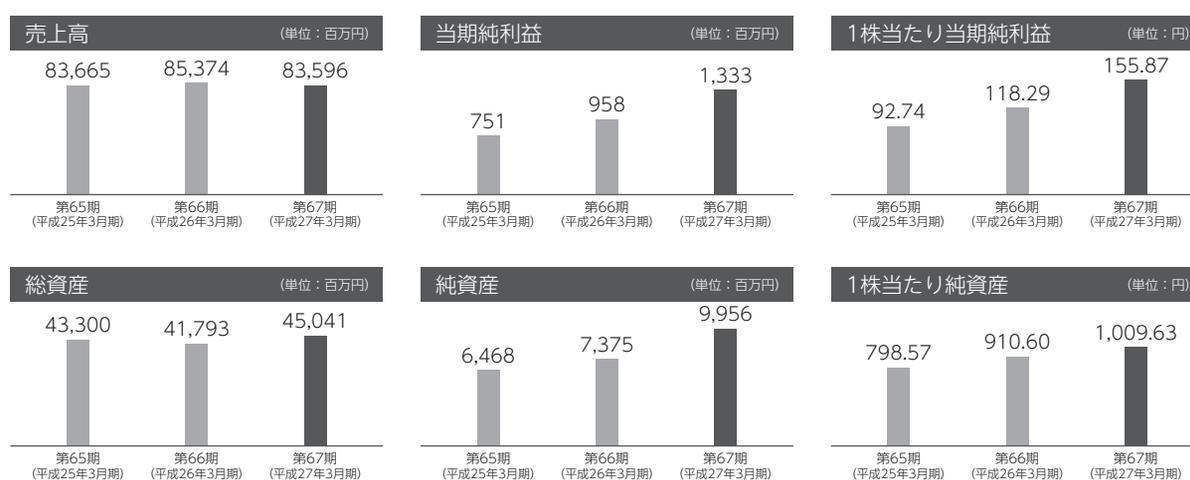
⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況



区 分	第64期 (平成24年3月期)	第65期 (平成25年3月期)	第66期 (平成26年3月期)	第67期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	—	83,665	85,374	83,596
当期純利益(百万円)	—	751	958	1,333
1株当たり純利益(円)	—	92.74	118.29	155.87
総資産(百万円)	—	43,300	41,793	45,041
純資産(百万円)	—	6,468	7,375	9,956
1株当たり純資産額(円)	—	798.57	910.60	1,009.63

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 当社グループは、第67期(当期)から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第65期及び第66期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しております。また、第64期については、連結財務諸表を作成していないため記載を省略しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	住 所	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社綿半ホームエイド	長野県 長野市	千円 100,000	100 %	スーパーセンター・ホームセンターの展開
綿半鋼機株式会社	長野県 飯田市	300,000	100	内外装工事、自走式立体駐車場建設、土木緑化工事、建築・土木資材販売、住宅リフォーム、イベント・介護用品レンタル事業等
綿半テクノス株式会社	長野県 飯田市	100,000	100	建築鉄骨・鋼製橋梁等
ミツバ貿易株式会社	東京都 新宿区	45,472	100	医薬品原料、化成品原料等の輸入・販売

(4) 対処すべき課題

わが国の経済は、政府主導による経済政策や金融政策を受けて、企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、総じて緩やかな回復基調で推移しておりますが、当社を取り巻く事業環境は、業界のボーダレス化による企業間競争、価格競争がますます激しくなると予想しております。

ホームセンター事業は、円安や賃金の上昇による商品の仕入価格上昇が懸念されますが、お客様が得たと感じる品質と価格のバランスや品揃えの差別化により、お客様の満足度向上を追求してまいります。人件費の上昇に対しては、適正人員で最大の効果を発揮すべく、店舗オペレーションの効率化、パートナーのプロ化を進めてまいります。また、生鮮食品の発注、加工計画の精度向上による商品ロスの削減により、収益性の向上に努めてまいります。今後の出店については、大型スーパーセンターの出店は継続してまいります。出店用地の確保や許認可の取得に長期の時間を要することから、出店スピード加速のため、小型店の開発を推進してまいります。

建設事業は、建設技能労働者不足に対しては、施工管理業務の効率化により、生産性を向上してまいります。資材価格、輸送費の高騰に対しては、価格転嫁を行ってまいります。また、デザインや技術力を活かした独自提案により、付加価値の向上に努めてまいります。さらに、公共投資の増加、社会インフラの老朽化による補修工事需要に対応し、工場稼働率の向上、選別受注により収益性の向上に努めてまいります。

貿易事業は、円安による輸入仕入価格の上昇や主力の医薬品市場において、政府の薬剤費抑制政策による影響が懸念されますが、継続的な価格転嫁交渉を実施するとともに販路の拡大に努めてまいります。また、新商品の販売には、許認可の取得等に長期の時間を要するため、継続的に新商品の開拓を進めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (平成27年3月31日現在)

当社グループは、ホームセンター事業、建設事業、貿易事業を主たる事業としております。

(6) **主要な営業所及び工場** (平成27年3月31日現在)

① 当社

本	店	長野県飯田市
本	社	東京都新宿区

② 子会社

株式会社綿半ホームエイド	本店 (長野県長野市)
綿半鋼機株式会社	本店 (長野県飯田市)
綿半テクノス株式会社	本店 (長野県飯田市)、橋梁工場 (長野県飯田市) 飯田工場 (長野県下伊那郡高森町)、静岡工場 (静岡県焼津市)
ミツバ貿易株式会社	本店 (東京都新宿区)、製薬研究所 (神奈川県横浜市都筑区)

(7) **使用人の状況** (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
ホームセンター事業	367 (1,845) 名
建設事業	496 (139)
貿易事業	28 (-)
全社 (共通)	38 (7)
合計	929 (1,991)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、派遣社員及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

3. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38(7)名	+2(-1)名	41.3歳	5.6年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、派遣社員及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、年間完全在籍者の平均で算出しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社八十二銀行	7,632百万円
株式会社みずほ銀行	1,746
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,702
株式会社三井住友銀行	1,100
飯田信用金庫	800
長野県信用農業協同組合連合会	626

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はグループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えています。配当につきましては、グループの業績や内部留保の充実などを勘案した上で、安定的な配当を継続して実施することを基本としております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成26年12月24日付で、当社株式は東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。

2. 株式の状況 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,861,500株
- (3) 株主数 3,976名
- (4) 大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
綿半グループ従業員持株会	1,035,400株	10.49%
野原莞爾	410,200	4.15
小手川隆	400,000	4.05
株式会社八十二銀行	400,000	4.05
元旦ビューティ工業株式会社	300,000	3.04
八十二キャピタル株式会社	300,000	3.04
野原産業株式会社	291,300	2.95
株式会社ヤマウラ	250,000	2.53
野原龍生	182,600	1.85
秋田叔彦	181,400	1.83

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	野 原 莞 爾	内部監査室
代表取締役副社長	野 原 勇	綿半総合研究所所長・経営戦略室・綿半鋼機株式会社代表取締役会長・株式会社綿半ホームエイド代表取締役会長
常務取締役	有 賀 博	経営管理室・広報室
常務取締役	小 林 亮 夫	総合管理室・不動産管理室
取締役	村 田 清 史	秘書室長
取締役	野 原 龍 生	ミツバ貿易株式会社代表取締役社長
取締役	稲 垣 孝 光	綿半テクノス株式会社代表取締役社長
取締役	熊 谷 洋 平	綿半鋼機株式会社代表取締役社長
取締役	御 堂 島 司	株式会社綿半ホームエイド代表取締役社長
取締役	長 野 正 典	綿半鋼機株式会社代表取締役副社長
取締役	山 田 昭 雄	横浜ゴム株式会社監査役
常勤監査役	三 村 富 士 夫	綿半テクノス株式会社監査役
監 査 役	熊 崎 勝 彦	一般社団法人日本野球機構会長、株式会社オリエン トコーポレーション監査役、熊崎勝彦綜合法律事務 所所長弁護士
監 査 役	石 井 和 男	日穀製粉株式会社監査役

- (注) 1. 取締役山田昭雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役熊崎勝彦氏及び監査役石井和男氏は、社外監査役であります。
3. 平成26年10月30日開催の臨時株主総会において、野原莞爾氏、野原勇氏、有賀博氏、小林亮夫氏、村田清史氏、野原龍生氏、稲垣孝光氏、熊谷洋平氏、御堂島司氏、長野正典氏、山田昭雄氏が取締役に、三村富士夫氏、熊崎勝彦氏、石井和男氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
4. 当社は山田昭雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

平成26年7月31日付で、監査役大槻優氏は辞任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	7名 (1)	159,900千円 (4,500)
監 （う ち 社 外 監 査 役）	4 (2)	34,020 (13,920)
合 計	11	193,920

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬額は、平成22年6月24日開催の第62回定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。

- ・取締役 年額300百万円以内
- ・監査役 年額100百万円以内

2. 上記の他、各子会社の代表取締役を兼任する当社非常勤取締役5名に対し、各子会社より総額120,030千円の報酬等の支給があります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山田昭雄氏は、横浜ゴム株式会社監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役熊崎勝彦氏は、一般社団法人日本野球機構会長（日本プロフェッショナル野球組織コミッショナー）、株式会社オリエンテーション監査役及び熊崎勝彦総合法律事務所所長弁護士であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役石井和男氏は、日穀製粉株式会社監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	山 田 昭 雄	当事業年度中に開催した取締役会14回のうち全てに出席しております。審議に際して、適宜質問を行い、意見を表明するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適性を確保するための助言・提言を行っております。
社 外 監 査 役	熊 崎 勝 彦	当事業年度中に開催した取締役会17回のうち16回及び監査役会18回のうち17回出席しております。審議に際して、適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。
社 外 監 査 役	石 井 和 男	当事業年度中に開催した取締役会17回及び監査役会18回のうち全てに出席しております。審議に際して、適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

なお、従来当社が監査を受けている太陽A S G有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準ずる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務及び上場申請準備に対するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 綿半ホールディングス株式会社(以下、当社という)は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催しております。
- (2) 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督を行っております。
- (3) 「取締役会規程」において、(1)重要な財産の処分及び譲受、(2)多額の借入れ及び債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。
- (4) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (5) 財務報告に係る内部統制については内部監査室を事務局として、基本方針および全社計画の策定ならびに進捗管理を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会、経営会議の議事録を、法令及び規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。
- (2) 経営及び業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会規程、経営会議規程、グループ会社管理規程により、当社の取締役会・経営会議での決裁事項を定めております。また、各グループ会社の取締役会規程に各グループ会社での決裁事項を定めております。
- (2) 取締役会、経営会議、グループ経営会議及びその他の重要な会議にて、業務執行取締役及び経営幹部から、業務執行に係る重要な情報の報告が定期的になされております。
- (3) リスク管理については、「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理委員会において、リスク管理に対する体制、方針の決定、リスクの把握と対応の審議を行い、グループ全体のリスクを監視する等、リスク管理全般を統括しております。
- (4) コンプライアンスへの対応については、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに対する体制、方針の決定、対応の審議を行う等、グループ全体のコンプライアンスについて統括しております。

- (5) 事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を当社グループ各社で策定しております。
 - (6) 情報セキュリティに関するリスクへの対応については、「グループ情報セキュリティ規程」や「情報システム管理マニュアル」等を制定するとともに、IT委員会において、情報セキュリティに対する体制、方針の決定を行う等、グループ全体の情報セキュリティについて統括しております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、グループ経営会議を設置し、グループ全体に係る重要事項についての検討を行っております。
 - (2) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 「行動規範」を定め、全従業員に周知させるとともに、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙活動を実施しております。
 - (2) 「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスに関する体制、方針の決定、グループ全体の法令遵守の状況を監視し、コンプライアンスの推進を図っております。
 - (3) 「内部通報制度」を導入し、グループで働くすべての人が利用できる仕組みを設けております。
 - (4) 内部監査部門である「内部監査室」が、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施しております。
6. 当社及び各グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループは「持株会社」制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通じてグループ全体の重要事項の決定及び各グループ会社の業務執行の監督を行っております。
 - (2) 当社の取締役会の構成メンバーには、各グループ会社の社長が含まれており、取締役会において各グループ会社の業務執行状況や経営課題の対応などを確認しております。
 - (3) 当社は、取締役会を原則として月1回、経営会議を原則として週1回開催しており、グループ経営上の重要な事項や業務執行状況を「グループ会社管理規程」に基づき、適切に付議・報告しております。また、原則として月1回開催されるグループ経営会議にて、重要な決定事項・報告事項がグループ会社経営幹部に伝達されております。

- (4) 「行動規範」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」などの諸規程、当社取締役会などによるモニタリング、リスク管理その他事業運営に関わる主な活動は、各グループ会社に適用範囲が及んでおります。
 - (5) 当社内部監査室が、各グループ会社の内部監査部門を指導して内部監査を実施しております。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合はこれを配置いたします。
 - (2) 監査役は、内部監査室の担当者に監査業務に必要な事項を命令することができます。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役より監査業務の補助の命令を受けた使用人に対する指揮命令権は監査役にあり、その業務に関して取締役は指揮命令権を有しません。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告するなど、以下の取り組みを行っております。
- (1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告しております。
 - ①経営会議及び取締役会で決議された事項
 - ②法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - ③会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
 - ④内部監査の状況及び財務報告に係る内部統制評価の結果
 - ⑤グループホットラインへの通報の状況
 - ⑥上記以外のコンプライアンス上重要な事項
 - (2) 監査役の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的又は随時に監査役と意見交換を実施しております。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制になっております。
 - (2) グループ監査体制を実効的に行うために、当社の監査役が、各グループ会社の監査役と定期的に意見交換を実施できる体制になっております。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- (1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる取引も行いません。

(2) 当社グループは、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、直ちに警察、弁護士等外部専門機関との連携をとり、組織的に対応します。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

上記の体制が有効に機能するために、当社グループを対象に内部統制システムを推進運用します。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,332,615	流 動 負 債	23,070,748
現金及び預金	1,556,890	支払手形及び買掛金	14,235,227
受取手形及び売掛金	14,517,209	短期借入金	5,763,086
商品及び製品	4,478,529	リース債務	43,293
仕掛品	417,106	未払法人税等	110,647
原材料及び貯蔵品	867,637	賞与引当金	499,810
繰延税金資産	462,720	工事損失引当金	11,097
その他	1,036,212	完成工事補償引当金	30,449
貸倒引当金	△3,691	その他	2,377,136
固 定 資 産	21,709,116	固 定 負 債	12,014,510
有 形 固 定 資 産	17,753,920	長期借入金	8,928,461
建物及び構築物	7,776,266	リース債務	75,132
機械装置及び運搬具	190,039	繰延税金負債	112,956
土地	7,921,916	退職給付に係る負債	1,652,707
リース資産	80,032	資産除去債務	716,002
建設仮勘定	1,133,066	その他	529,250
その他	652,598	負 債 合 計	35,085,258
無 形 固 定 資 産	909,651	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,045,545	株 主 資 本	9,551,987
投資有価証券	1,123,864	資 本 金	951,404
長期貸付金	28,817	資 本 剰 余 金	556,204
繰延税金資産	339,842	利 益 剰 余 金	8,044,379
その他	1,691,040	その他の包括利益累計額	404,485
貸倒引当金	△138,018	その他有価証券評価差額金	350,248
資 産 合 計	45,041,732	繰延ヘッジ損益	92
		退職給付に係る調整累計額	54,144
		純 資 産 合 計	9,956,473
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,041,732

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		83,596,781
売上原価		68,986,462
売上総利益		14,610,319
販売費及び一般管理費		13,591,465
営業利益		1,018,853
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,398	
受取手数料	170,656	
受取補償金	68,645	
その他	121,517	392,218
営業外費用		
支払利息	167,219	
株式公開費用	49,196	
その他	55,293	271,708
経常利益		1,139,363
特別利益		
固定資産売却益	16,162	
投資有価証券売却益	34,855	51,018
特別損失		
固定資産除売却損	43,113	
減損損	37,269	
事業整理損	32,638	
その他	60,050	173,073
税金等調整前当期純利益		1,017,308
法人税、住民税及び事業税	204,180	
法人税等調整額	△520,029	△315,849
少数株主損益調整前当期純利益		1,333,157
当期純利益		1,333,157

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	430,000	34,800	6,642,530	7,107,330
会計方針の変更による累積的影響額			190,191	190,191
会計方針の変更を反映した当期首残高	430,000	34,800	6,832,722	7,297,522
当連結会計年度変動額				
新株の発行	521,404	521,404		1,042,808
剰余金の配当			△121,500	△121,500
当期純利益			1,333,157	1,333,157
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				
当連結会計年度変動額合計	521,404	521,404	1,211,657	2,254,465
当連結会計年度末残高	951,404	556,204	8,044,379	9,551,987

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	226,734	46	41,727	268,507	7,375,838
会計方針の変更による累積的影響額					190,191
会計方針の変更を反映した当期首残高	226,734	46	41,727	268,507	7,566,030
当連結会計年度変動額					
新株の発行					1,042,808
剰余金の配当					△121,500
当期純利益					1,333,157
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	123,513	46	12,417	135,978	135,978
当連結会計年度変動額合計	123,513	46	12,417	135,978	2,390,443
当連結会計年度末残高	350,248	92	54,144	404,485	9,956,473

連結注記表

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社綿半ホームエイド

綿半鋼機株式会社

綿半テクノス株式会社

ミツバ貿易株式会社

② 非連結子会社の数 3社

主要な非連結子会社の名称

MITSUBA DE MEXICO,S.A.DE C.V.

綿半セメント販売株式会社

ライトアットホーム株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称

MITSUBA DE MEXICO,S.A.DE C.V.

綿半セメント販売株式会社

ライトアットホーム株式会社

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法によっております。

ハ. たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

連結子会社は主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しておりますが一部連結子会社の小売商品は売価還元原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～20年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。
- ハ. 工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事についてその見積額を引当計上しております。
- ニ. 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度末に至る1年間の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用
当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ. その他の工事
工事完成基準
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金の利息、買掛金
- ハ. ヘッジ方針
借入金利の変動リスクを回避するために保有している借入金の範囲内及び輸入取引の為替変動リスクを回避するために外貨建金銭債務の範囲内で実施する方針であります。

- | | |
|------------------------|--|
| ニ．ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップ取引はすべて特例処理の要件を満たしており、為替予約取引はすべて振当処理によっているため、有効性の評価を省略しております。 |
| ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項 | |
| イ．消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。 |
| ロ．連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

3. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付支払までの平均期間に基づく単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が230,088千円減少し、利益剰余金が190,191千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれは9,017千円増加しております。

4. 追加情報

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は23,048千円減少し、法人税等調整額が31,020千円、その他有価証券評価差額金が5,306千円、繰延ヘッジ損益が2千円、退職給付に係る調整累計額が2,663千円、それぞれ増加しております。

なお、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は4,573千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

(担保資産)

建物及び構築物	4,038,125千円
土地	5,319,422千円
投資有価証券	12,757千円
合計	9,370,304千円

(担保付債務)

支払手形及び買掛金	143,039千円
短期借入金	2,404,378千円
長期借入金	6,454,748千円
合計	9,002,165千円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務250,000千円に対する担保として土地135,195千円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,667,686千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,861千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	121,500千円	15.00円	平成26年3月31日	平成26年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	147,922千円	15.00円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による調達を基本としております。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用し、また、輸入取引に伴う為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用情報を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避して固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に作成する資金繰り予定表などにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計処理基準に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

また、デリバティブ取引の執行・管理については、職務権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）2 参照）

	連結貸借対照表計上額(※1) (千円)	時 価 (※1) (千円)	差 額 (千円)
① 現金及び預金	1,556,890	1,556,890	—
② 受取手形及び売掛金	14,517,209	14,517,209	—
③ 投資有価証券	850,128	850,128	—
④ 支払手形及び買掛金	(14,235,227)	(14,235,227)	(—)
⑤ 短期借入金(※2)	(2,910,000)	(2,910,000)	(—)
⑥ 長期借入金(※2)	(11,781,547)	(11,532,746)	(△248,800)
⑦ デリバティブ取引	142	142	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 1年以内返済予定の長期借入金は、⑥長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金及び預金、並びに、② 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ④ 支払手形及び買掛金、並びに⑤ 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる割引率で割り引いて算定する方法によっております。
- ⑦ デリバティブ取引
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	273,735

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,556,890	—	—	—
受取手形及び売掛金	14,517,209	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,853,086	1,831,104	4,202,626	1,143,089	607,388	1,144,254

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、住居用施設等を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	2,706,973	△180,441	2,526,532	2,578,755
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,007,643	8,438	2,016,081	3,048,269

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、主な増加額は賃貸用オフィスビル改修工事等（47,836千円）であり、主な減少額は減価償却費（69,643千円）、減損損失（8,923千円）及び不動産除売却（130,165千円）であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度末における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）	その他（売却損益等）（千円）
賃貸等不動産	192,454	119,681	72,772	14,029
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	75,504	87,522	△12,018	△12,686

(注1) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用（地代、減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

(注2) その他（売却損益等）は、主として固定資産売却益（14,140千円）、固定資産除売却損（12,797千円）であり、それぞれ「特別損益」に計上されております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,009円63銭
(2) 1株当たり当期純利益	155円87銭

10. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,346,186	流動負債	5,253,766
現金及び預金	797,361	設備関係支払手形	4,642
前払費用	26,235	短期借入金	4,924,392
繰延税金資産	123,848	リース債務	28,382
短期貸付金	2,959,007	未払金	129,588
未収入金	411,931	未払費用	20,448
その他	27,801	未払法人税等	1,548
固定資産	12,841,491	未払消費税等	32,187
有形固定資産	8,539,935	預り金	9,295
建物	2,854,363	前受収益	57,029
構築物	77,823	賞与引当金	46,250
機械装置	66,400	固定負債	6,116,936
車両運搬具	826	長期借入金	5,050,557
工具器具備品	70,028	リース債務	32,924
土地	5,443,360	長期未払金	206,550
リース資産	25,596	預り保証金	121,321
建設仮勘定	1,535	繰延税金負債	278,767
無形固定資産	694,604	退職給付引当金	83,449
借地権	628,000	資産除去債務	343,366
商標権	2,323	負債合計	11,370,702
水道施設利用権	198	純資産の部	
ソフトウェア	30,377	株主資本	5,477,990
ソフトウェア仮勘定	1,785	資本金	951,404
リース資産	31,920	資本剰余金	556,204
投資その他の資産	3,606,951	資本準備金	556,204
投資有価証券	1,018,660	利益剰余金	3,970,382
関係会社株式	2,369,139	利益準備金	107,500
出資金	1,901	その他利益剰余金	3,862,882
保証金・敷金	47,257	別途積立金	3,000,000
長期貸付金	4,123	繰越利益剰余金	862,882
長期前払費用	25,292	評価・換算差額等	338,984
その他	170,124	その他有価証券評価差額金	338,984
貸倒引当金	△29,548	純資産合計	5,816,975
資産合計	17,187,677	負債・純資産合計	17,187,677

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,120,758
売上原価		457,715
売上総利益		1,663,042
販売費及び一般管理費		1,031,646
営業利益		631,396
営業外収益		
受取利息及び配当金	51,729	
補助金収入	23,753	
その他	21,998	97,480
営業外費用		
支払利息	118,099	
株式公開費用	49,196	
その他	7,202	174,498
経常利益		554,378
特別利益		
固定資産売却益	15,455	
投資有価証券売却益	26,701	42,156
特別損失		
固定資産除売却損	37,941	
減損損失	10,380	
その他	234	48,557
税引前当期純利益		547,977
法人税、住民税及び事業税	△199,970	
法人税等調整額	△34,680	△234,650
当期純利益		782,628

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本計 合	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金計 合
					別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合		
当 期 首 残 高	430,000	34,800	34,800	107,500	2,500,000	701,754	3,309,254	3,774,054	
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	521,404	521,404	521,404					1,042,808	
剰 余 金 の 配 当						△121,500	△121,500	△121,500	
当 期 純 利 益						782,628	782,628	782,628	
別 途 積 立 金 の 積 立					500,000	△500,000	-	-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	521,404	521,404	521,404	-	500,000	161,128	661,128	1,703,936	
当 期 末 残 高	951,404	556,204	556,204	107,500	3,000,000	862,882	3,970,382	5,477,990	

	評 価 ・ 換 算 差 額	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	222,305	3,996,360
事業年度中の変動額		
新 株 の 発 行		1,042,808
剰 余 金 の 配 当		△121,500
当 期 純 利 益		782,628
別 途 積 立 金 の 積 立		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	116,679	116,679
事業年度中の変動額合計	116,679	1,820,615
当 期 末 残 高	338,984	5,816,975

個別注記表

1. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～50年
構築物 7～50年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付債務の計算方法は資格ポイント制に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。退職給付は資格ポイントの50%を確定拠出年金の掛金として拠出し、50%を一時金として引当計上しております。 |

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

(担保資産)

建物	2,208,472千円
土地	4,240,013千円
合計	6,448,486千円

(担保付債務)

短期借入金	2,114,386千円
長期借入金	4,417,214千円
合計	6,531,600千円

また、上記のほか、社会福祉法人綿半野原積善会の借入債務250,000千円に対する担保として土地131,250千円を、関係会社の仕入債務82,788千円に対する保証として投資有価証券5,872千円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,235,762千円

(3) 保証債務

関係会社等の金融機関からの借入及びファクタリング債務等に対し債務保証を行っております。

(株)綿半ホームエイド	6,647,173千円
綿半鋼機(株)	319,316千円
綿半テクノス(株)	118,527千円
合計	7,085,017千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ① 短期金銭債権 3,232,712千円
- ② 短期金銭債務 54,554千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度において以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

事業用資産3件及び遊休資産3件については帳簿価額に対して回収可能価額が著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

事業用資産（賃貸資産）及び遊休資産とも各物件をグルーピングの最小単位としております。

回収可能価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価によっており、一部重要性の低いものについては固定資産税評価額等によっております。

用途	場所	種類	金額（千円）
事業用資産	長野県松本市	建物、構築物	5,096
事業用資産	長野県諏訪市 他1件	建物、土地	4,859
遊休資産	長野県飯田市 他2件	土地	425
合計			10,380

(2) 関係会社との取引高

① 関係会社に対する売上高	1,863,088千円
② 関係会社からの仕入高並びに販売費及び一般管理費	24,039千円
③ 関係会社との営業取引以外の取引高	64,795千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類および数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	388,136千円
減価償却超過額	89,909千円
投資有価証券評価損	120,616千円
関係会社株式評価損	234,917千円
長期未払金	66,715千円
合併受入土地評価差額	88,706千円
資産除去債務	110,957千円
繰越欠損金	576,028千円
その他	115,395千円
繰延税金資産小計	1,791,383千円
評価性引当額	△1,563,055千円
繰延税金資産合計	228,327千円
繰延税金負債	
合併受入土地評価差額	△295,999千円
資産除去債務に関する除去費用	△42,869千円
その他有価証券評価差額金	△44,140千円
その他	△238千円
繰延税金負債合計	△383,247千円
繰延税金負債の純額	△154,919千円

(2) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は27,150千円、その他有価証券評価差額金は4,509千円それぞれ増加し、法人税等調整額が22,640千円減少しております。

なお、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されておりますが、この変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)綿半ホームエイド	長野県 長野市	100,000	ホームセンター事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入 (注1)	—	短期貸付金	767,417
							利息の支払 (注1)	18,870	—	—
							債務保証 (注2)	6,647,173	—	—
							担保受入 (注3)	480,000	—	—
							経営指導料 (注4)	241,618	—	—
	配当金の受取 (注5)	402,000	—	—						
	綿半鋼機(株)	長野県 飯田市	300,000	建設事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入 (注1)	—	短期貸付金	409,920
							利息の支払 (注1)	2,070	—	—
							配当金の受取 (注5)	281,970	—	—
	債務保証 (注6)	319,316	—	—						
	綿半テクノス(株)	長野県 飯田市	100,000	建設事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入 (注1)	—	短期貸付金	877,152
							利息の受取 (注1)	10,928	—	—
ミツバ貿易(株)	東京都 新宿区	45,472	貿易事業	所有 直接 100.0	経営の管理及び指導	資金の貸付・借入 (注1)	—	短期貸付金	904,517	
						利息の受取 (注1)	13,445	—	—	
配当金の受取 (注5)	208,484	—	—							

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社ではグループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム（以下CMS）を採用しております。CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- (注2) 銀行借入等に対して債務保証をしておりますが、保証料は受取っておりません。
- (注3) 当社の銀行借入金に対する土地・建物等の担保提供であり、主としてCMSの借入枠に対するものであります。
- (注4) 経営指導料については、一定率の手数料に基づく基本契約によっております。
- (注5) 子会社からの配当金額については、業績・内部留保及び当社グループ内の基準等を総合的に勘案し、決定しております。
- (注6) 商取引に対して債務保証をしておりますが、保証料は受取っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 589円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 91円50銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

綿半ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

印

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田	芳幸	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	泉	淳一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久塚	清憲	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、綿半ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、綿半ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

綿半ホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

印

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田	芳幸	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	泉	淳一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久塚	清憲	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、綿半ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

綿半ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 三 村 富士夫 ㊟

社外監査役 熊 崎 勝 彦 ㊟

社外監査役 石 井 和 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、グループの業績や内部留保の充実、安定的な配当を維持する基本方針等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は147,922,500円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除） 第30条（条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第30条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>（監査役の責任免除） 第40条（条文省略）</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>（監査役の責任免除） 第40条（現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化・充実を図るため、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
よこやま たかし 横山 隆 (昭和32年11月23日) 新任	昭和 56 年 4 月 株式会社八十二銀行入行 平成 7 年 2 月 同 八十二キャピタル株式会社へ出向 平成 15 年 3 月 同 八十二キャピタル株式会社への出向 解除 平成 18 年 7 月 株式会社八十二銀行から当社へ出向 平成 21 年 7 月 株式会社八十二銀行から当社へ転籍 平成 22 年 4 月 当社事業管理室長 平成 24 年 4 月 同 内部統制事務局長 平成 25 年 4 月 同 公開準備室長 平成 26 年11月 同 広報室長（現任）	133株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 横山隆氏の選任が承認された場合は、第2号議案の承認可決を条件として、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任するものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
ろく た 文 秀 六 田 文 秀 (昭和14年9月22日)	昭和 48 年 4 月 埼玉弁護士会登録 昭和 48 年 4 月 関井法律事務所入所 昭和 52 年 6 月 第一東京弁護士会登録 昭和 52 年 6 月 六田法律事務所開業（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 六田文秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 六田文秀氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。

以上

